

## 北九州港ホームページへのバナー広告掲載募集要項

北九州市港湾空港局が管理する北九州港ホームページに、バナー広告を掲載する広告主又は広告代理店（以下「事業者等」という）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

※ この広告は、広告主が直接申し込むことが可能です。

### 1 募集物件

別紙「北九州港ホームページへのバナー広告掲載事業仕様書」のとおり

### 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 広告代理店の方は、本市の物品等有資格者名簿の登録業者（広告代理店）であること。広告主の方は、本市の物品等有資格者名簿に登録がなくても、直接応募できます。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 北九州市税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと、また暴力団関係者として、入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (6) 本市が実施した広告事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

※ 上記失格事由への該当の有無について、関係する官公署に照会を行うことがあります。その場合、照会のために必要な情報を改めて提出していただく場合があります。

### 3 バナー広告掲載条件等

#### (1) 広告掲載条件等

##### ① 広告掲載の対象について

○ 北九州港ホームページ（URL：<http://www.kitaqport.or.jp/>）

##### ② 広告料

○ 月額1,000円/枠（消費税及び地方消費税相当額を除く）

※原則、本市が指定する期間までに全額を納入してください。

※支払金額は上記月額に消費税及び地方消費税を乗じた額とする。

③ 広告掲載等に係る経費  
事業者等の負担とします。

(2) 事業実施条件等

- ① 「北九州市広告掲載要綱」、「北九州市広告掲載基準」、「北九州市ホームページ広告掲載要領」、「北九州市ホームページバナー広告表現ガイドライン」を遵守してください。
- ② 広告内容については所管課と充分協議を行い、掲載前には広告の見本を市へ提出してください。
- ③ 第三者に事業実施の権利を譲渡又は転貸することはできません。
- ④ 広告内容等、事業実施に関する全ての行為については、本市側と協議してください。
- ⑤ 広告掲載に当たり、著作権、特許権、実用新案権、意匠権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を広告主(実施事業者が広告代理店の場合は広告代理店)が負うものとします。

(3) 協議

その他定めのない事項については、市と事業者等が協議して決定します。

## 4 応募申込手続

(1) 申込受付期間（掲載開始可能月）

【1期（4月～）】	令和5年 2月 8日（水）	～令和5年 3月 6日（月）
【2期（5月～）】	令和5年 3月10日（金）	～令和5年 4月 4日（火）
【3期（6月～）】	令和5年 4月10日（月）	～令和5年 5月 5日（金）
【4期（7月～）】	令和5年 5月 9日（火）	～令和5年 6月 2日（金）
【5期（8月～）】	令和5年 6月 7日（水）	～令和5年 7月 3日（月）
【6期（9月～）】	令和5年 7月 7日（金）	～令和5年 8月 1日（火）
【7期（10月～）】	令和5年 8月 7日（月）	～令和5年 9月 1日（金）
【8期（11月～）】	令和5年 9月 5日（火）	～令和5年10月 2日（月）
【9期（12月～）】	令和5年10月 6日（金）	～令和5年10月31日（火）
【10期（1月～）】	令和5年11月 6日（月）	～令和5年12月 1日（金）
【11期（2月～）】	令和5年12月 5日（火）	～令和6年 1月 4日（木）
【12期（3月～）】	令和6年 1月 8日（月）	～令和6年 2月 2日（金）

午前8時30分～午前12時、午後1時～午後5時15分

なお、土曜日、日曜日、祝祭日は受付を行いません。

(2) 申込受付場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号  
港湾空港局総務部クルーズ・交流課

(3) 申込みに必要な書類

- ① 広告掲載申請書（本市所定様式）

② 市税に係る納税証明（市税に滞納がないことの証明）

(4) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。  
(郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。)

## 5 質疑書の提出及び回答

(1) 受付期間

それぞれの募集締め切り日の10日前まで受け付けます。  
午前8時30分～午前12時、午後1時～午後5時15分  
なお、土曜日、日曜日、祝祭日は受付を行いません。

(2) 提出場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号  
港湾空港局総務部クルーズ・交流課  
TEL：093-321-5939  
FAX：093-321-5915  
e-mail：kouwan-cruise@city.kitakyushu.lg.jp

(3) 提出方法

質疑書（本市所定様式）により、上記受付期間内に提出してください。  
(メール、FAXによっても受け付けます。)

(4) 回答方法

本市ホームページの「広告事業者の募集」のページに掲載します。

## 6 広告掲載申請書の審査

(1) 申請書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 応募資格がない者が価格提案したもの。
- ② 指定の日時まで提出しなかったもの。
- ③ 本市が指定した申請書を用いないで提出したもの。
- ④ 応募資格者が2以上の提案をしたときは、その全部のもの。
- ⑤ 応募資格者の氏名その他主要部分等が識別し難いもの。

(2) 実施予定事業者の決定

- ① それぞれの募集期間までに広告掲載申請書を提出した者の中から応募資格要件等を審査のうえ決定します。
- ② 応募者多数の場合は、くじにより決定します。

(3) 応募者のみなし無効

実施予定事業者決定までに、応募者が暴力団等関係者との関わりによって入札等除外措置を受けたときは、応募資格を有しない者のした申込みとみなし、無効とします。

(4) 審査結果の公表

結果は応募者全員に通知します。

**7 実施予定事業者の決定の取消し**

次のいずれかに該当する場合は、実施予定事業者等としての決定を取り消します。

- ① 本市が定める募集要件に該当しなくなった場合。
- ② その他実施予定事業者等が本件事業実施の相手方として不相当と認められる場合。

**8 その他**

事業者等決定の手続きに関する一切の費用については、実施予定事業者等の負担となります。

申請書および質疑内容については、情報公開条例に基づき公開される場合があります。

**募集に関する問い合わせ先**

北九州市港湾空港局クルーズ・交流課  
(担当：小林、大八木)  
所在地：北九州市門司区西海岸一丁目2番7号  
電話 (093) 321-5939

**広告事業全般に関する問い合わせ先**

北九州市総務局行政経営課 (担当：柳井、生野)  
所在地：北九州市小倉北区域内1番1号  
電話 (093) 582-2160